



◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙(点字用投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、ピンク色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

<p>せいとう た 政 党 その 他 の せいじ だん たい 政 治 団 体 の めいしょう また りやくしょう 名 称 又 は 略 称</p>	<p></p> <p>第四十九回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> <p>(注意) 政党その他の政治団体の名称又は略称は、 欄内(らんない)に一つ(ひとつ)書くこと。</p>
<p>Blank area for writing the name of the political party or group.</p>	<p></p>